

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和5年12月1日

徳島市監査委員	尾田正則
同	藤原晃
同	須見矩明
同	井上武

定期監査結果報告書

第1 監査の対象

1 対象部課等

議会事務局 庶務課、議事調査課

2 対象期間等

令和5年4月1日から令和5年8月31日までに執行した財務に関する事務

第2 監査の実施期間

令和5年9月15日から令和5年11月27日まで

第3 監査委員の除斥

政務活動費に関する事務の監査については、須見矩明監査委員及び井上武監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

第4 監査の方法

財務に関する事務の執行が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

特に、契約事務について、契約の方法、手続、締結及び履行を重点項目と定め、監査を実施した。

監査を実施するに当たっては、徳島市監査基準に準拠し、必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続により原則として試査によって実施した。

第5 監査の結果

議会事務局における財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていた。

なお、軽易な事項については、口頭により改善を求めた。